平成２１年（フ）第１８８５号
横浜市鶴見区東寺尾５丁目15番３号
破産者　有限会社大原工務店
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４５号
富山市上飯野60番地の５
破産者　有限会社開進建設
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４号
静岡県掛川市上内田28番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区雄踏町山崎３番地の３
破産者　山田　幸英
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
静岡県掛川市上内田28番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区雄踏町山崎３番地の３
破産者　山田とみ子
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
静岡県浜松市中区高丘北４丁目９番１号
破産者　株式会社ミスズ
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第２７３０号
名古屋市南区西又兵ヱ町１丁目44番地
破産者　名南食品株式会社
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１４４号
名古屋市中区平和２丁目２番８号　三井東別院ハイツ502号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区平和２丁目２番８号
破産者　株式会社中誠産業
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７６７号
愛知県春日井市細木町２丁目56番地２
破産者　木成屋商店有限会社
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１８２号
京都市南区唐橋西平垣町１番
破産者　有限会社ピクサートテクノロジー
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６７９９号
大阪市浪速区木津川１丁目９番14号
破産者　やよい住建株式会社
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第１９０１号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番４―1403号
破産者　アモン製靴株式会社
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４４号
広島市西区大芝１丁目９番８号
破産者　株式会社ティーハーツ
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１８年（フ）第２３号
香川県高松市屋島西町2274番地５
破産者　有限会社ジェイ・ジェイ
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８２５号
高知県南国市緑ケ丘２丁目2218番地
破産者　有限会社晃永建設
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４６号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目５番２―204号志真志団地
破産者　福原　敏子
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１０９４号
東京都八王子市北野町526番地12
破産者　松波　孝年
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２７７号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅15―505
破産者　河合　　恵
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３２号
岐阜市加納東丸町１丁目15番地
破産者　横山設備工業株式会社
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１１号
静岡県富士市川成島73番地の２
破産者　有限会社スルガサービス
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１２号
静岡県静岡市清水区由比阿僧998番地の１
破産者　株式会社フォーエス
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２０年（フ）第７９１号
和歌山市西浜1660番地の401
破産者　中井裕水産株式会社
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５９号
神奈川県相模原市田名6708番地２　坊山Ｋ―１、破産手続開始決定時の住所神奈川県相模原市田名4098番地４
破産者　上津　眞人
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部